

平成30年度第2回

瑞浪市国民健康保険運営協議会

資料集

平成31年2月13日

目 次

資料1	報告事項	平成30年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正 予算概要 (30年12月議会議決分)	1～2
資料2	議第2号	平成31年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計 予算概要	3
資料3	その他	平成31年度の国民健康保険制度の主な見直しについて	4～5

平成30年度 瑞浪市国民健康保険事業特別会計 補正予算概要 (30年12月議会議決分)

歳 入

単位:千円

科 目	当初額	補正額	補正後の額	内 訳
1 国民健康保険料	709,380	△ 31,400	677,980	一般 医療分 △23,200 支援分 △6,000 介護分 △2,200
2 使用料及び手数料	350	0	350	
3 県支出金	2,501,313	11,284	2,512,597	保険給付費等交付金(普通交付金) 11,284
4 財産収入	456	0	456	
5 繰入金	282,700	0	282,700	
6 繰越金	10,000	90,616	100,616	前年度繰越金 90,616
7 諸収入	3,801	0	3,801	
合 計	3,508,000	70,500	3,578,500	

平成30年度 瑞浪市国民健康保険事業特別会計 補正予算概要 (30年12月議会議決分)

資料1

歳 出

単位:千円

科 目	当初額	補正額	補正後の額	内 訳
1 総務費	71,234	0	71,234	
2 保険給付費	2,456,507	11,284	2,467,791	一般療養給付費 33,102 一般療養費 430 一般高額療養費 10,783 審査手数料 △257 退職療養給付費 △28,138 退職療養費 △290 退職高額療養費 △4,346
3 国保事業費納付金	945,100	△ 12,695	932,405	国保事業費納付金 △12,695
4 保健事業費	29,072	0	29,072	
5 基金積立金	456	41,000	41,456	財政調整基金積立 41,000
6 諸支出金	5,631	30,911	36,542	償還金 30,911
合 計	3,508,000	70,500	3,578,500	

平成31年度 国民健康保険事業特別会計

資料2

○予算の概要等

国保制度改革により平成30年度から県が国保財政運営の責任主体となりました。

出産育児一時金と葬祭費を除く保険給付費の全額を県が市町村に交付し、市町村は県へ国保事業費納付金を納付することになります。

【歳入】

- ・当初予算総額は35億6,800万円。対前年比6,000万円、1.71%の増を見込みました。
- ・平均一般被保険者数を県算出の推計値7,296人とし、平均退職被保険者数を直近3年間の実績から30人と見込みました。
- ・保険料は、県が算定した保険料必要額の伸び率107.6%から1人あたり保険料を96,795円として算定。対前年当初予算の額と比し 1,746円、1.84%の増としました。
- ・繰入金金は一般会計から法定分を中心に2億6,770万円、財政調整基金から6,100万円を計上しました。

【歳出】

- ・療養給付費の一般分は県が見込んだ仮係数算定結果2.91%の伸び率を用いて1人あたり290,590円、退職分は直近の診療費の動向から30年度の下半期を推計し、9.0%の伸びと見込んで1人あたり353,700円としました。
- ・保険給付費全体は、1人あたりの医療費が増加傾向にあり、24億7,909万6千円、対前年度比2,258万9千円、0.92%の増としました。
- ・保健事業の特定健康診査は、40歳以上の受診対象者数を5,400人、受診率35.5%、受診者数1,920人と見込みました。

1. 保険料の収納状況(28・29年度は実績、30・31年度は見込)

年度	調定額(千円)			収納額(千円)			収納率			1人あたり保険料 現年度分(円)
	現年計	滞納	総計	現年計	滞納	総計	現年計	滞納	総計	
28	826,673	81,065	907,738	796,551	18,880	815,431	96.356%	23.29%	89.83%	99,671
29	763,803	75,399	839,202	736,023	16,709	752,732	96.363%	22.16%	89.70%	97,250
30	687,164	65,682	752,846	663,113	15,435	678,549	96.50%	23.50%	90.13%	91,855
31	709,119	56,297	765,417	684,300	13,230	697,530	96.50%	23.50%	91.13%	96,795

2. 加入・保険給付の状況(28・29年度は実績、30・31年度は見込)

年度	年間平均			療養諸費		最高限度額 (医療)	保険料率(医療分)(円)				高額療養費	
	被保険者数(人)	世帯数		金額(千円)	1人あたり(円)		所得割	資産割	均等割	平等割	金額(千円)	1人あたり(円)
28	8,294	△ 477	5,037	2,254,087	271,773	54万円	6.10%	30.00%	22,800	21,000	302,160	36,431
29	7,854	△ 440	4,850	2,114,451	269,220	54万円	5.94%	27.40%	22,200	20,000	280,144	35,669
30	7,481	△ 373	4,686	2,042,347	273,005	58万円	6.04%	(廃止)	25,500	18,200	278,347	37,207
31	7,326	△ 155	4,416	2,162,790	295,221	61万円	—	—	—	—	296,200	40,431

3. 繰入金の状況(28・29年度は実績、30・31年度は見込)

(単位:千円)

年度	繰入金額	繰入内訳	
		一般会計繰入金	財政調整基金繰入金
28	282,224	258,224	24,000
29	242,938	242,938	0
30	282,700	251,700	31,000
31	328,700	267,700	61,000

4. 財政調整基金の状況(28・29年度は実績、30・31年度は見込)

年度	財政調整基金の状況(円)		
	積立額	取崩額	年度末残高
28	93,520,530	24,000,000	301,655,373
29	72,340,000	0	373,995,373
30	41,456,000	31,000,000	384,451,373
31	295,000	61,000,000	323,746,373

平成 31 年度の国民健康保険制度の主な見直しについて

1 瑞浪市国民健康保険条例の改正

①賦課限度額の見直し（第 15 条の 6 関係）（施行期日 H31. 4. 1）

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 15 号）により、基礎賦課限度額を 58 万円から 61 万円に引き上げます。これにより賦課限度額の合計は、93 万円から 3 万円引き上げられ、96 万円になります。

賦 課 区 分	改正前	改正後	引き上げ額
基礎賦課額	58 万円	61 万円	3 万円
後期高齢者支援金等賦課額	19 万円	19 万円	—
介護納付金分賦課額	16 万円	16 万円	—
合 計	93 万円	96 万円	3 万円

②中低所得者に係る保険料軽減の拡充（第 20 条関係）（施行期日 H31. 4. 1）

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 15 号）により、低所得者に対する保険料軽減の対象世帯を拡大することとなり、5 割と 2 割軽減の対象となる世帯の基準所得を上げます。

5 割軽減の対象者は、夫婦と子 1 人の 3 人家族で夫の所得のみの場合で、所得が 115 万 5 千円以下であったものが 117 万円以下に、2 割軽減対象者は、同家族で 183 万円以下から 186 万円以下に引き上げられました。

国民健康保険料の軽減

所得が下記の基準金額以下の場合に軽減が適用されます。

	5 割軽減	2 割軽減
28 年度	33 万円 + 26.5 万円 × 被保険者数	33 万円 + 48 万円 × 被保険者数
29 年度	33 万円 + 27 万円 × 被保険者数	33 万円 + 49 万円 × 被保険者数
30 年度	33 万円 + 27.5 万円 × 被保険者数	33 万円 + 50 万円 × 被保険者数
31 年度	33 万円 + 28 万円 × 被保険者数	33 万円 + 51 万円 × 被保険者数

夫婦と子 1 人の 3 人家族で、収入は夫の所得のみの場合の例で、夫の所得が下記の金額以下の場合に軽減が適用されます。

	5 割軽減	2 割軽減
28 年度	1,125,000 円	1,770,000 円
29 年度	1,140,000 円	1,800,000 円
30 年度	1,155,000 円	1,830,000 円
31 年度	1,170,000 円	1,860,000 円

③旧被扶養者に係る保険料軽減措置の見直し（第 25 条、附則第 5 条関係）

（施行期日 H31. 4. 1）

後期高齢者医療制度において、被用者保険で被扶養者であった方（以下、旧被扶養者とします。）が国民健康保険に加入した場合、特例措置として保険料の均等割が 9 割軽減されていましたが、「世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める」として、29 年度から段階的に見直しが行われ、31 年度から軽減措置の期限が本則の 2 年間となりました。

この後期高齢者医療制度の方針を受け、国民健康保険の旧被扶養者に対する条例減免についても、応益割（均等割・平等割）の保険料軽減を 31 年度以降は 2 年間と改正したものです。